

# 広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針に従った 「交流施設を使用する際の留意事項」

交流施設を利用する際は、当分の間、次の留意事項を必ず遵守してください。  
不明な点、詳細は事務室にお尋ねください。ご理解とご協力をお願いします。

密閉・密集・密接でない使用で次の留意事項を遵守するようにお願いします。

## 留意事項

- 1 1階交流ラウンジは、人との距離を1m空けてご利用ください。
- 2 研修室各1室の定員は通常利用可能人数の50%のご利用とし（利用人員25名以内）、人との距離を1m空けてください。
- 3 ホールの定員は通常利用可能人数の50%のご利用とし（利用人員115名以内）、人との距離を1m空け、ステージと客席の距離は2m以上確保してください。
- 4 調理室の定員は通常利用可能人数の50%のご利用とし（利用人員12名以内）、人との距離を1m空けてください。
- 5 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底してください。
- 6 ホール・調理室での飲食について、次の（1）～（5）の条件がすべて担保される場合に限り、飲食を伴うご利用が可能です。
  - （1）食事時以外のマスク着用厳守  
入場時の確認，必要に応じたマスクの配布，イベント前の周知，イベント中の適切な監視体制の構築など
  - （2）会話が想定される場合の飲食禁止  
発声が想定される場面，会話があり得る場面での飲食禁止の徹底など
  - （3）十分な換気  
二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ測定機器等で当該基準の順守が確認できること、機械換気設備による換気量が30m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されており実際に確保されていることなど
  - （4）連絡先の把握  
事前の予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
  - （5）食事時間の短縮  
食事時間短縮のための措置を講じるよう努めることなど
- 7 主催者の方は、参加者に対し常時マスクの着用状況を確認し、マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配布をお願いいたします。
- 8 主催者の方は、手指消毒を参加者に入室前に必ず行ってもらってください。
- 9 主催者の方は、検温を実施し発熱などの症状がある場合は参加者に参加を控えてもらってください。
- 10 主催者の方は参加者名簿（氏名、連絡先電話番号等）を交流施設を使用する毎に、作成して保管してください。（保健所等への提出にご協力して戴く場合があります）
- 11 交流施設の扉は、開放し取っ手には極力触れないでください。
- 12 ロスナイ換気扇等を、常時作動させてください。
- 13 交流施設を使用する間は、1時間毎に約2分間窓を開けて換気を行ってください。（雨天の場合は、適宜）
- 14 全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等を県に事前相談してください。

2021年9月10日  
広島市留学生会館